

橋本信之教授・松井幸夫教授 退任記念論集に寄せて

永 田 秀 樹

2017年3月末日をもって、私たちが敬愛してやまない橋本信之先生と松井幸夫先生が本学を定年で退職されました。先生のご在任中のご活躍と、法学部、司法研究科に対する多大なご貢献に感謝し、ここに『法と政治』のご退任記念号を編集いたしました。

橋本信之先生は、1972年に東京大学法学部を卒業された後、同大学大学院法学政治学研究科修士課程、博士課程を経て、1979年に関西学院大学法学部に専任講師として着任されました。その後、助教授、教授と昇任され、関西学院大学の教務副部長、教務部長、法学部長、学院評議員、学院理事、学院常任理事と本学の行政・運営における要として重職を担われました。

社会的な活動としては、西宮市、大阪市、神戸市、三田市など多くの自治体でその専門知識を生かしてさまざまな審議会の委員を歴任されました。

研究分野は、農業政策、行政改革、市水道事業政策、危機管理政策、腐敗・汚職の研究など行政学全般に及びます。所属している行政学会では、その業績が評価されて理事、監事、年報委員長として活躍され、2008年～2010年には理事長も務められました。

先生は、H・A・サイモンの研究者として著名であり、サイモンの「限

界のある合理性 (bounded rationality)」理論の行政組織への応用を考究されてきました。多くの論文を執筆しておられますが、とくにそれらをまとめた『サイモン理論と日本の行政—行政組織と意思決定』(2005年)は、日本行政学におけるサイモン研究の金字塔ともいわれ、学会で高い評価を受けています。

学部教育においては、行政学の講義を中心にしつつ、多様な資料を使ってわかりやすい授業を心がけてこられました。大学院の研究指導にも熱心に取り組まれ、多くの後進を育成されました。その中には「関西学院とモンテスキュー＝ボルドー第四大学の間における博士論文国際指導協定」にもとづく公開の博士学位申請者の指導も含まれています。

退職されたとはいえ、大変お元気で新しい趣味にも挑戦したいと意欲を語っておられます。健康に留意され、末永きご活躍を祈念いたします。

松井幸夫先生は、1972年に京都大学法学部を卒業された後、同大学大学院法学研究科修士課程、博士課程を経て、1978年に島根大学法学部に専任講師として就任されました。その後、助教授、教授と昇任され、島根大学評議員、法文学部長等多くの役職を歴任されました。

2004年4月のロースクールの開設と同時に法学司法研究科教授として就任されました。ロースクールの確立期においては、文科省の法科大学院等形成支援プログラムの実施責任者として国際シンポジウムを成功させ、それをまとめた複数の出版物を公刊するなど特色あるロースクールづくりに多大の貢献をなさいました。2014年4月からの2年間は、司法研究科長として司法研究科の改革のために陣頭で指揮を執られました。

先生の研究対象はイギリス憲法であり、議会制民主主義の伝統的モデルとされているいわゆるウェストミンスター・モデルが、現代になって、とりわけニューレーバーの登場とともにどのような変容を遂げてきたか、ま

2(2) 法と政治 69巻1号 (2018年6月)

た、それがイギリスの憲法改革にどのような影響を与えているかを精力的に研究してられました。

先生の研究スタイルは、堪能な語学力を生かして英語の文献を渉猟し、そこで得たものを比較法的視点から日本に紹介するというだけでなく、スコットランドを含めてイギリス各地を視察し、現地の憲法研究者と意見を交換し、必要に応じて日英の研究者間で共同研究を行うといった高いレベルのものでした。これは、だれからも慕われる先生の人間的魅力と国際性に裏打ちされた高いコミュニケーション能力ゆえにできたことであり、研究の独創性と優秀性は、数次に及んで、日本学術振興会科学研究費補助金を受け続けてきたことが証明しています。

今後もイギリス憲法研究のリーダーとして学会を牽引し、日本におけるイギリス憲法研究のさらなる水準の向上に尽くされるとともに、多くの後進の育成に努められることを祈念いたします。